

なり其の上當所消防隊員の出動警備の任に當るをくりしは、消防隊をもつては火災や地震
天災地変の時に出動警戒するものと思ひます。しかも二十名足らずの小さい警備隊に對して救護
的の警戒する等は、餘りなし其の重要を警備の任を擔當するにありませぬ。

本月十三日の如き日市議會員が工場の附近を歩いたとの理由で十一名を檢束したりのありませぬ
工場と市議會本部は約二丁は離れてゐるから又工場の附近には通行を禁じてはならぬ道邊を
つたりのありませぬ、しかも暴行、不遜の行動等をしてゐるものありませぬ。

近頃常陸野川警察署署長主任を轉勤せしめたのは前記高署主任は政黨黨である故に其の期及の
より、この政黨の所會議議の爲め及び其の権力を利用して二十名足らずの市議會員及その家族
約百名を逮捕せしむる等と飢饉の苦痛の中に這入ると言ふことは畢竟此の期頭を以て此の半端
に社會の秩序を亂す重大な問題とあらざるを考へませぬ。

常陸野川所に於て幾多の警備隊議ありませぬの何れも其の工場主任政黨關係が爲つた爲め警察署
向の取締りも極めて公正を有つたと思ひます。今回の警備隊議は工場主任政黨黨の爲めとて断り
た取締りをするものなりと思ひませぬ。

公明正大なる警視總監閣下は於りませぬ。此の期頭を對し公平なる取締りをする御命令下さる事
は御願致しませぬ。尚同様上面を以て内務大臣と上中致しませぬ。尚今後法律に従ひ官内省及び内閣
公に上申請取締り標し相成る事と思ひませぬ。

昭和四年十二月十四日
東京府常陸野川町警署上中重吉 爲
警視總監 丸山 勸 吉 殿
井 上 俊 丸 印

勞政第四
昭和五

内務大臣
社會
冬 廳

三光印

本報(客月)十ノ日、女子新報ニ一、二、の頁に、日本警察
首領事議其後、状況左記、道ニ有之

記